#### 神戸市フードバンク活動支援助成金交付要綱

(目的)

- **第1条** この要綱は、フードバンク活動団体による食品ロス削減に資する取組みが安定的かつ継続的に行うための支援及びフードバンク活動に新たに取組む団体の育成を支援することにより、市内のフードバンク機能の維持確保及び拡充、ひいては食品ロス削減の促進を図ることを目的とする。
- 2 助成金の交付等に関して, 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号), 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号), 神戸市補助金等の交付に関する規則 (平成 27 年 3 月神戸市規則 第 38 号。以下「補助金規則」という。) に定めがあるもののほか, 必要な事項を定める。

(用語の定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) フードバンク団体 生産者又は製造,流通,小売り等の事業者から,市場に流通させることができない食品,家庭から余剰になった食品等を集めて,それらを必要とする福祉団体等に無償で配分する活動を行う非営利団体
  - (2)食品ロス 生産又は製造から販売までの流通の過程で発生した規格外品,包装への印字ミスやパッケージ破損等で販売できない食品,売れ残り品,飲食店,家庭等での食べ残し,家庭で余剰になった食品等の本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品

#### (交付の対象事業)

- 第3条 助成金の交付対象となるのは、神戸市内で実施するもので、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動及びそれに付随するもの(以下「助成対象事業」という。)とし、当該年度分に限り市長が交付を決定する前に実施した事業についても対象に含めるものとする。
- 2 前項に定める助成対象事業にあっても、市長が不適当と認める場合には対象としない。

#### (交付の対象団体)

- **第4条** 助成金は、農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」 等のガイドラインに沿った食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保 を行うフードバンク団体に交付する。なお、営利、宗教又は政治を目的として助成対象事 業を実施する団体は対象としない。
- 2 前項で定める団体は、市長の認定を受けなければならない。
- 3 前項の認定を希望する団体は、様式第1号による神戸市フードバンク活動団体認定申請 書を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認める場合に様式第2号による神戸市フードバンク活動団体認定決定通知書により通知する。なお、市長は認定に際し、条件を付すことができるものとする。
- 5 前項の決定通知書を受けた団体(以下「認定団体」という)で、認定申請書の内容に変更があった場合は、様式第3号による神戸市フードバンク活動団体変更申請書により、その内容を市長に提出しなければならない。
- 6 認定団体が認定を取り消す場合は、様式第4号による神戸市フードバンク活動団体認定 取消届出書を提出しなければならない。
- 7 認定団体であっても、市長が不適当と認める場合には、市長は認定を取消すことができる。

#### (助成金の対象経費)

- **第5条** 助成金の対象となる経費(消費税を含む。)(以下「助成対象経費」という。)は、 助成対象事業を実施するにあたり必要となる固定経費とし、次の各号に掲げる経費とす る。
  - (1) 事務所等賃借料
  - (2) 光熱水費
  - (3) 車両燃料費·通行料等

#### (助成金の額)

第6条 助成金は、予算の範囲内において、前条第1項に定める助成対象経費の合計額に、 第4条第1項の団体が食品を無償で提供した福祉団体等の内、神戸市内に立地する福祉 団体等の割合を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が 1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額)であって、第4条第 1項の団体1団体につき、一年度の限度額を1,000,000円として市長が決定するものとす る。

#### (交付の申請)

- 第7条 補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を受けようとする認定団体(以下「申請団体」という。)は、様式第5号による神戸市フードバンク団体活動支援助成金交付申請書(以下「申請書」とする)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 助成対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類
- 3 申請団体が交付の申請をすることができるのは、一年度につき一回とする。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、申請団体に対して、様式第6号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。なお、市長は交付決定に際し、条件を付すことができるものとする。
- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不適当である旨の通知を行う ときは、様式第7号による神戸市フードバンク活動支援助成金不交付決定通知書により 通知するものとする。

#### (助成金の概算払の請求)

- **第9条** 助成金は交付決定後、概算払することができる。決定通知書の通知を受けた申請団体(以下「交付対象団体」という。)は、助成金の概算払を受けようとするときは、様式第8号による神戸市フードバンク活動支援助成金概算払請求書(以下「概算払請求書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の概算払請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、決定通知書で通知した額を上限として、速やかに交付対象団体に概算払で交付するものとする。

#### (助成対象事業の変更等)

- 第10条 交付対象団体は、第8条第1項の交付決定内容について、助成対象事業等の内容、 経費の分配又は遂行計画に大幅な変更が見込まれるときは、様式第9号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認申請書(以下「変更承認申請書」という。) を当該助成対象事業の交付決定日の属する市の会計年度の2月末日までに市長まで提出しなければならない。
- 2 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、承認することが適当であると認めたときは、様式第 10 号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更通知書(以下「変更通知書」という。)により速やかに通知するものとする。なお、市長は交付内容変更に際し、条件を付すことができるものとする。

#### (助成対象事業の中止又は廃止)

- 第11条 交付対象団体は、第8条第1項の交付決定内容又は第10条第1項の交付変更内容について、助成対象事業を中止又は廃止する場合は、様式第11号による神戸市フードバンク活動支援助成対象事業等中止(廃止)承認申請書(以下「中止(廃止)承認申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、承認することが適当であると認めたときは、その旨を様式第12号による神戸市フードバンク活動支援助成対象事業等中止(廃止)承認通知書(以下「中止(廃止)承認通知書」と

する。)により、交付対象団体へ通知するものとする。

(活動報告及び助成金の確定及び精算等)

- 第12条 交付対象団体は、助成金の交付決定通知を受けた年度の終了後、速やかに様式第13号による神戸市フードバンク活動支援助成金実績報告書(以下「実績報告書」とする。)を市長に提出しなければならない。なお、中止(廃止)承認通知書の通知を受けた交付対象団体はその通知を受けた日から概ね1か月以内に実績報告書を提出しなければならない。
- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 助成対象事業の実施状況が分かる書類
- (2) 助成対象事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類
- 3 市長は、実績報告書と前項の添付書類を審査し、助成金の交付決定又は変更の内容及びこれらに付した条件に適合すると認めるときは、決定通知書で通知した額又は変更通知書で通知した額(以下「交付決定額」という。)を上限として、助成金の額を確定し、様式第14号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付額確定通知書を交付対象団体に通知するものとする。
- 4 市長は、第3項により確定した助成金の額(以下「交付確定額」とする。)が、交付決 定額と同額である場合は、補助金規則第16条第2項の規定に基づき、前項の規定による 通知を省略する。
- 5 市長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、交付対象団体に対して速や かに当該差額を請求するものとする。
- 6 交付対象団体は、前項の請求があった場合は、定められた期限までに、市長の指定した方法により、助成金を精算しなければならない。

#### (助成金の請求)

- **第13条** 交付対象団体は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第15号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付請求書を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を交付対象団体に支払うものとする。

#### (交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を様式第16号による神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定取消通知書により、当該交付対象団体に通知するものとする。
- 2 市長は,前項の規定により助成金の交付を取消した場合において,すでに助成金を交付

しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、環境局長が 別に定める。

### 附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

### 神戸市フードバンク活動団体認定申請書

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	<del>-</del>
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

神戸市フードバンク活動団体として、神戸市フードバンク活動支援助成金交付要綱第4条に従い、申請します。なお、下記の事項及び添付書類の内容について事実に相違ないことを 誓約します。

記

- (1) 農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」等のガイドラインに沿った食品の品質確保及び衛生管理,情報管理等の適切な運営確保を行っているフードバンク団体であること
- (2) 営利, 宗教又は政治を目的として助成対象事業を実施する団体ではないこと

### 【添付書類】

・(1)を証明する書類(例:外部団体による衛生管理監査を受けた証明書等)

# 神戸市フードバンク活動団体認定決定通知書

様

神 戸 市 長

年 月 日付で申請のあった下記について、神戸市フードバンク活動団体として認定したので通知します。

団体の名称	
団体の住所	
代表者氏名	
電話番号	
認定の条件	・団体は、補助金規則及び助成金交付要綱に従うこと。 ・団体に関する認定内容等に変更が生じた場合は、速やか に市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

# 神戸市フードバンク活動団体変更申請書

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	<b> ■</b>
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

神戸市フードバンク活動団体の認定内容について、次の通り変更しますので申請します。

記

団体の名称(変更後)	
団体の住所(変更後)	
代表者氏名(変更後)	
電話番号(変更後)	
備考	

※変更がない箇所は記入不要

# 神戸市フードバンク活動団体認定取消届出書

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	<b></b>
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

神戸市フードバンク活動を下記の理由により中止(廃止)しましたので、団体の認定を取消いただくよう、依頼します。

中止(廃止)年月日	年	月	日
中止(廃止)理由			

# 神戸市フードバンク活動支援助成金交付申請書

年 月 日

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	₸
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

神戸市フードバンク活動支援助成金の交付について、下記のとおり申請します。

事業計画	別紙のとおり			
助成対象事業の期間	着手(予定)年月日	年	月	日
切	完了(予定)年月日	年	月	日
助成金の額	円			
添付書類	・事業計画書又はこれに代わる書類 ・助成対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類			

# 事業計画書

### 1 取組期間

着手 (予定) 年月日	年	月	目	
完了(予定)年月日	年	月	日	

### 2 事業計画・内容等

時期 (月)	事業計画・内容

# 収 支 予 算 書

### 1 収入の部

科目	予算額	概要
	円	
計		

### 2 支出の部

科目	予算額	概要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

## 神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定通知書

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付で申請のあった神戸市フードバンク活動支援助成金については、 次の通り交付することに決定したので通知します。

助成対象事業及び内容	上記交付申請書に記載の通り
助成金の額	円
交付の条件	・団体は、補助金規則及び助成金交付要綱に従うこと。 ・上記のほか、助成対象事業の実施に際してその内容等に変更が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。 ・助成金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。

## 神戸市フードバンク活動支援助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった神戸市フードバンク活動支援助成金については、下記理由により不交付とすることに決定したので通知します。

1	不交付とした理由

### 神戸市フードバンク活動支援助成金概算払請求書

請求金額	円

上記の通り,助成金を交付されたく請求します。なお,助成金交付額の確定により,概算 払いを受けた助成金額が確定額を超過した場合は,その超過分については返還いたします。

年 月 日

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	〒
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

### (添付書類)

### ・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他(	)
口座番号				
口座名義 (カタカナ)				

(注)口座名義は交付対象団体と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状(様式 17 号)を提出する こと。

### 神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	〒
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

年 月 日付で交付決定のあった神戸市フードバンク活動支援助成対象事業について、次の通り交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

変更の理由				
마구사쇼 古米 · · · · · · · · · · · · ·	着手(予定)年月日	年	月	目
助成対象事業の期間	完了(予定)年月日	年	月	日
助成金の額	(			円)
添付書類	円 ・事業計画書又はこれに代わる書類(変更後) ・助成対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 (変更後)			

(注)表中,変更前の金額は上段に( )書き,変更後の金額は下段に記入する。

# 事業計画書(変更)

### 1 取組期間

着手 (予定) 年月日	年	月	日	
完了(予定)年月日	年	月	日	

### 2 事業計画・内容等

時期 (月)	事業計画・内容
( )	( )

(注)表中,変更前の事業は上段に( )書き,変更後の事業は下段に記入する。

# 収支予算書(変更)

### 1 収入の部

科目	予算額		概要
	(	) 円	
	(	)	
	(	)	
	(	)	
		,	
計		)	

### 2 支出の部

久田 <sup>3</sup> 品 <sup>5</sup>			
科目	予算額		概要
	(	)	
		円	
	(	)	
	(	)	
	(	)	
	(	)	
計			

- (注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。
  - 2 表中,変更前の金額は上段に( )書き,変更後の金額は下段に記入する。

### 神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定内容変更通知書

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付で変更申請のあった神戸市フードバンク活動支援助成対象事業については、次の通り承認することに決定したので通知します。

助成対象事業及び内容	上記変更承認申請書に記載の通り		
	当初交付決定額	円	
助成金の額	変更交付決定額	円	
	差引交付決定額	円	
交付の条件	か,当初の交付活	付決定内容変更申請書に記載の内容のほ 快定通知書( 年 月 日付) 付の条件」のとおりとする。	

### 第 11 号様式 (第 11 条関係)

神戸市フードバンク活動支援助成対象事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	₹
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

年 月 日付で交付決定のあった神戸市フードバンク活動支援助成対象事業について、次の通り中止(廃止)したいので、承認願いたく申請します。

中止(廃止)の理由						
中止 (廃止) の期日 (期間)	年	月	日(から	年	月	日までの間)

### 第 12 号様式 (第 11 条関係)

神戸市フードバンク活動支援助成対象事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付で中止 (廃止)申請のあった神戸市フードバンク活動支援助成対象 事業については、次の通り承認することに決定したので通知します。

交付決定日			年  月	日	付	
中止(廃止)の期日(期間)	年	月	日(から	年	月	日までの間)

## 神戸市フードバンク活動支援助成金実績報告書

年 月 日

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	₸
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

年 月 日付で交付決定のあった神戸市フードバンク活動支援助成対象事業 について、その実績を報告します。

記

着手(予定)年月日	年	月	日
完了(予定)年月日	年	月	日
(		円)	
		円	
・事業の実施状況がわれ	かる書類		
・助成対象事業に係る中	収支決算書又は	はこれに作	弋わる書類
	完了 (予定) 年月日 ( ・事業の実施状況がわれ	完了 (予定) 年月日 年 ( ・事業の実施状況がわかる書類	完了 (予定) 年月日 年 月 円)

(注) 交付決定 (変更) 内容を上段に ( ) 書き, 実績を下段に記入する。

# 収 支 決 算 書

### 1 収入の部

科目	決算額		概要
	(	)	
		円	
	(	)	
	(	)	
	(	)	
計	(	)	

### 2 支出の部

科目	決算額		概要
	(	) 円	
	(	)	
	(	)	
	(	)	
計	(	)	

- (注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。
  - 2 表中、予算の金額は上段に ( ) 書き、決算の金額は下段に記入する。

### 第 14 号様式 (第 12 条関係)

# 神戸市フードバンク活動支援助成金交付額確定通知書

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付で交付決定した神戸市フードバンク活動支援助成金について,助 成金の額を確定したので通知します。

助成金の確定額	円
特記事項	

## 神戸市フードバンク活動支援助成金交付請求書

請求金額		円
内訳	① 助成金確定額	円
	② 概算払受領済額	円
	請求金額(①-②)	Ħ

上記の通り, 助成金を交付されたく請求します。

年 月 日

神戸市長 宛

団体名	
団体住所	₸
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

(添付書類)

### ・振込先口座

金融機関名		銀行		支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他(	)
口座番号				
口座名義 (カタカナ)				

(注) 口座名義は交付対象団体と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状(様式 17 号)を提出する こと。

# 神戸市フードバンク活動支援助成金交付決定取消通知書

年 月 日

様

神 戸 市 長

年 月 日付で交付決定した神戸市フードバンク活動支援助成金については、 次の通り交付決定を取消したので通知します。

助成金の額	円
取消しの理由	

# 受 領 委 任 状

年 月 日

神戸市長 宛

(委任者)

団体名	
団体住所	₹
フリガナ	
代表者氏名	
電話番号	

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の助成金に係る下記3の受領を委任します。

記

1. 受任者

AET.						
住所						
団体名						
代表者名						

2. 受領委任する金額 金 円

3. 振込先口座

金融機関名	銀行			支店
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他(	)
口座番号				
口座名義 (カタカナ)				